- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和6年2月16日(金)

午後1時29分から午後2時49分まで

- 3 場 所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員(15名)
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 会長あいさつ
- 8 協議事項
- (1) 今後の意見交換会について

片岡会長:2月23日に議会報告会が予定されている。午前9時30分開場、 午前10時開会であるが、会場設営のため生涯学習センターに午前9時集 合としたい。

【質疑】

塚﨑議員:社民党の党大会で東京へ行くため欠席する。

堀江議員:持ち物はあるか。

片岡会長:筆記用具。令和6年度新規主要施策の中から、正副議長と財務常任委員会正副委員長で意見をもらいたいものを選定する。資料は事前、もしくは当日に配付する。

桝谷議員:各議員から選定の希望を募ることはしないのか。

片岡会長:何か希望があれば本日夕方までに事務局に提出していただければ 参考にする。3月定例会後の議会サポーターとの意見交換会を4月に予定 したい。4月10日と13日か、17日と20日のいずれかで行いたい。

事務局長:20日は委員会室が空いていない。

片岡会長:4月10日と13日とする。次回役割分担を決めたい。10日はオンラインでと考えている。

(2) 岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱について

片岡会長:資料に基づき説明

【質疑】

木村議員:第3条にある「インターネット視聴」は文言として正式か。

片岡会長:「インターネットの視聴」にする。

木村議員:年齢要件の「85歳以下」がひっかかる。

片岡会長:募集に関しては現在85歳以下としている。継続して85歳を超え

た場合、この要綱を運用すればやめていただくことになる。

事務局長:年齢要件の後に但し書きをつけてはいかがか。

- 片岡会長:「85 歳以下(ただし新規募集に限る)」というような文言をつければ、継続して85歳を超えても辞めることはない。そのような案でよろしいか。定員については定めないこととし、運用上支障がある場合はその限りでないとした。
- 梅村議員:変更点が字句の修正のみなのか説明があるとよかったが、時間に限りがあるのでやむを得ない。第4条の変更が、「関係する会議」から「議会運営委員会」と限定しているが、これは議会運営委員会で答えを出すと捉えるのか、さらに広報委員会等に送付することができるのか、実際の運用がどのようになるか確認したい。
- 片岡会長:現状、一旦議会運営委員会に集まるため変更するのであって、そ こから他の委員会に送付しても構わない。
- 事務局長:例えば「議会運営委員会に当該意見を送付し、必要に応じて関係 する会議で検討させるものとする」などはいかがか。
- 片岡会長:そのような文言を追記することでよろしいか。
- 桝谷議員:「検討させるものとする」ではなく「するものとする」でいいの では。
- 片岡会長:「検討するものとする」とする。
- 水野議員:第4条第2項について、これまでも返答不要の意見があったが、 それに対しても通知をするのか。
- 片岡会長:返答不要のものは検討しない。送付はするが、各議員が閲覧する だけで終わる。「回答が必要な意見の検討結果は」というような文言に変 更したほうがわかりやすいか。
- 梅村議員:水野議員が言われるのは、このままだと全て検討しなければならなくなるのではと心配しているのか。
- 水野議員:4条1項では「送付して検討する」となっているので、条文上は 全て検討することになってしまう。
- 片岡会長:4条1項で「意見を送付し、回答が必要なものに関しては必要に 応じて関係する会議で検討するものとする」と付け加えれば2項はその ままでよいか。
- 大野議員:議会サポーターの説明会で、返答の要不要を求めていることを説明しているので、そこまでの記述は必要ないのでは。
- 木村議員:4条は提出された意見の処理であるから、1項は「必要に応じて関係する会議で検討させるものとする」としたほうがよい。議長が主語なので「させる」だと思う。通知することと公表することは別。公表は全てするが、検討した結果は当該サポーターに通知するというように分けて考えたほうがよい。

片岡会長:どのような文言にすればよいか。

木村議員:1項はこのままでよい。議長が主語であるから「検討させるものとする」とする。2項は「前項の規定による検討結果は議会サポーターに通知するものとする」とし、3項を作るか1項に追加して「全て市議会のホームページで公表するものとする」としてはいかがか。

片岡会長:通知するということに関してはこのままでいいということか。

- 事務局長:現状は議会サポーターに対して通知等はしていない。ホームページ上での公表のみとしている。「検討結果は市議会ホームページで公表するものとする」という形でもよいのでは。
- 片岡会長:では、2項について「前項の規定による検討結果は市議会ホームページで公表するものとする」としてはいかがか。今の運用に合わせた要綱にする。通知をしたほうがよいとの意見があれば今後考えていく必要がある。
- 大野議員:議会サポーターとの意見交換時に、こういった意見があったということを回答つきで渡すことが大切ではないかと考える。ほかの方の意見も知りたいと思う。そういった形にしてはいかがか。
- 片岡会長: そういった形に変えていくのもよい。現状の運用に即した要綱に するという意味合いもあるため、このような案を出した。ほかに意見がな ければ、議会基本条例推進協議会で同意が得られたということで意見を 反映させた形で議会運営委員会に送付する。

(3) 予算決算質疑区分表について

事務局:令和6年4月から市の組織機構が現在の5つから7つの部へ変更となる。これまで款項目順で決算審査を行ってきたが、各部ごとの審査にしてはいかがかと議会運営委員会で協議している。令和5年9月定例会の質疑区分表を用いて、部ごとに審査するとどのようになるか説明する。資料に基づき説明。

片岡会長:本日は説明にとどめる。次回の協議会で意見をいただきたい。

- 関戸議員: 行政側の働き方改革になる効率化。傍聴者の形も変わるかと思われるので、早めに決めて通知しなければならない。
- 大野議員:予算書を見ていないのでわからないが、児童遊園とふれあい広場は建設部のほうに入っているのか。今年の予算に同じように出てくるとまた翌年度も同じ問題が起きる。年をまたいで同じ問題が出てくるというのはいかがか。そのあたりも勘案してほしい。
- 梅村議員:議会運営委員会で今後議論するにあたり、委員会と本会議の進め 方はそろえるのか、本会議は今まで通りかも考えないといけない。

片岡会長:7月頃には結論を出したい。

(4)会議規則及び委員会条例の一部改正について

事務局:全国市議会議長会では、標準市議会会議規則と標準委員会条例の大幅な改正をこの1年検討してきた。全市にかかわる例規である。議会運営委員会でも話したが、全議員の集まる場で概略説明をしたほうがよいとの意見もあったため説明する。今回の改正は規則、条例いずれも議会のデジタル化推進に関するもの。一つは委員会をオンラインで開催するための改正。もう一つは議会に関する手続きをオンラインで行うためのもの。たとえば、一般通告要旨などをメールで送ってもらっているが、これは全議会の中では少数。今後、政務活動費の報告書もメール等電子媒体で提出できる。住民の方からすると、請願や陳情もオンラインで提出できる。

全国市議会議長会から出ている標準的な改正の資料と、事務局で作成した改正箇所の解釈概要資料を配布した。改正の必要性の有無を全員で考えながら、近隣市議会の動向とも合わせて進めていきたい。資料に基づき概要を説明。

他市が全国市議会議長会に確認したところ、新旧対照表が若干変更になるという情報が入った。委員会のオンライン開催に関しては、条例規則を変更するだけではなく、新たに規程を設ける必要があるが、これも3月には示されるとのこと。また、条文を変更してオンライン手続きを行った場合の予期せぬケースの対応がまだ示されていないことから、実務上困ることが今後出てくるであろう。近隣市議会の動向も見ながら、改正時期等今後決めていただけたらと考えている。

片岡会長:今後、この件は基本的には議会運営委員会で議論していくが、今日は全員そろっているため、全員にご承知おきいただきたく説明してもらった。読み込んで現状の委員会規則や会議規則と比較しながら、どのような改正が必要なのか検討しておいていただきたい。

(5) 議会図書の購入について

片岡会長:前回の協議会で投票した結果、第1巻の地域再生・地域活性化と 第2巻の文化と教育を購入する。しかし、会派室のプリンタ2台の調子が 悪く緊急で買い替えたため、令和5年度予算はなくなった。来年度4月以 降、早急に購入する。

(6) その他

片岡会長:意見交換会の記録書を配布した。内容について間違い等あれば事

務局まで。

事務局:2月23日の議会報告会について、市役所庁舎は火災受信機と火災 感知器の更新作業のため立入禁止となる。ご留意いただきたい。

9 その他 なし